

リスクアセスメント：有害性の指標〔管理濃度〕

環境・健康

特別規則（有機則、特化則等）の対象となっていない化学物質の自律的な管理の実行を目的とした政省令の改正が行われましたが、特別規則の対象物質についてはこれまで通り特別規則に基づく管理が必要です。

特別規則で作業環境測定が義務付けられている物質については、作業環境の管理濃度を用いた評価〔管理区分〕に基づく措置が必要です。

作業環境測定対象物質の管理濃度の定義と管理濃度設定の基本方針を下記に示しました。

管理濃度の定義

管理濃度とは、作業環境管理を進める過程で、有害物質に関する作業環境の状態を評価するために、作業環境測定基準に従って単位作業場所について実施した測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標である。

なお、管理濃度は、測定値を統計的に処理したものと対比すべきもので、個々の測定値と直接対比することはできず、個々の労働者のばく露濃度と対比することを前提として設定されているばく露限界（日本産業衛生学会の「許容濃度」、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の TLV-TWA等とは異なるものであること。

管理濃度設定の基本方針

※管理濃度は、次の値を指針として設定する。

- ◇ 日本産業衛生学会が勧告している許容濃度
- ◇ 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）が提言しているばく露限界

※管理濃度等検討会における専門家による検討を踏まえ、原則として、日本産業衛生学会の許容濃度と ACGIH のばく露限界が一致している場合には、その値を、また、両者の値が異なっている場合には、いずれか一方の値を管理濃度とする。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE 等）による推定 等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援